

恵那市産業振興会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の産業を総合的に捉え、稼ぐ力を強化する産業振興を図るための基本方針となる産業振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定し、ビジョンに基づく施策展開による産業振興を促進するため、恵那市産業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 振興会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) ビジョンの策定、進捗状況及び成果の確認並びに見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げる事務に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他地域産業の振興に関し必要なこと。

(組織)

第3条 振興会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 商業、工業、観光業、金融団体若しくは企業に属する者又はこれらに
関係する団体の職員
- (2) 産業振興に係る行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔令和元年告示2号の3〕

(会長及び副会長)

第5条 振興会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 振興会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後最初の振興会議は、市長が招集する。

(関係人の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、振興会議の議事に関係ある者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(検討部会)

第8条 振興会議は、第2条に規定する所掌事務に係る調査、研究等を行うため、ビジョン検討部会を置くことができる。

(報告)

第9条 会長は、振興会議の検討経過又はその結果について、必要に応じて市長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 振興会議の庶務は、商工観光部商工課が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月22日告示第2号の3）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年12月9日告示第173号）

この告示は、告示の日から施行する。